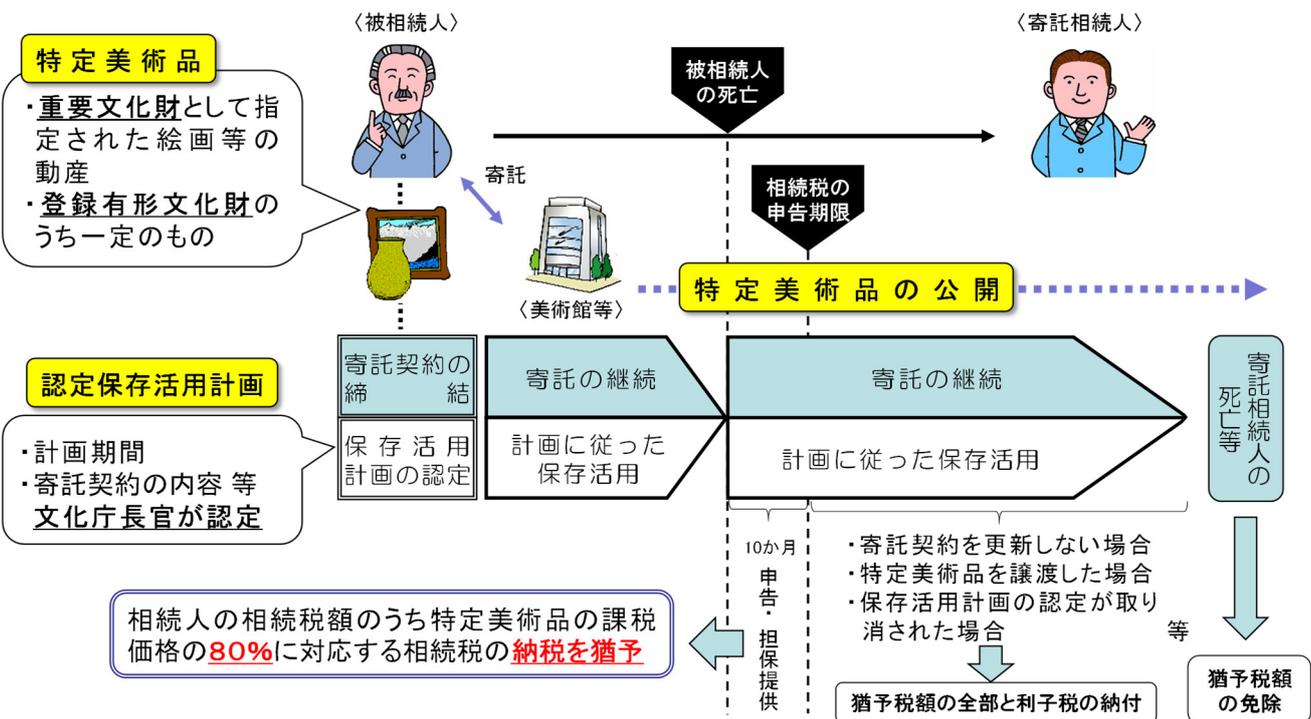


特定の美術品についての 相続税の納税猶予及び免除のあらまし

寄託先美術館の設置者と**特定美術品の寄託契約を締結**し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた者（以下「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した一定の相続人（以下「寄託相続人」といいます。）が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者への**寄託を継続する場合**には、その寄託相続人が納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る**課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の**死亡等**により、納税が猶予されている相続税の納付が**免除**されます。

- (注) 1 「寄託先美術館」とは、博物館法に規定する博物館又は同法に規定する指定施設をいいます。
 2 「寄託契約」とは、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約で、契約期間、特定美術品を適切に公開する旨、所有者から解約の申入れ（一定のものを除きます。）をすることができない旨の記載があるものをいいます。
 3 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法に規定する認定重要文化財保存活用計画又は認定登録有形文化財保存活用計画をいいます。
 4 この特例は、平成31年4月1日以降に相続又は遺贈により取得をする特定美術品に係る相続税について適用されます。



この制度の対象となる「**特定美術品**」とは、**認定保存活用計画**に記載された次に掲げるものをいいます。

- ・ **重要文化財**として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
- ・ **登録有形文化財**（建造物を除きます。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの



税務署

令和5年6月

この社会あなたの税がいきている

相続開始前

- ・寄託契約の締結
- ・保存活用計画の認定

被相続人は、特定美術品について、「**寄託先美術館の設置者と寄託契約を締結し寄託していること**」及び「**文化財保護法の規定に基づき保存活用計画に係る文化庁長官の認定を受けていること**」が必要になります。

◆ 文化庁の担当課

「保存活用計画」の具体的内容や認定を受けるための手続等については、下記の文化庁の担当課にお問い合わせください。

【担当課】文化庁 文化財第一課 075-451-4111（代表）

相続開始

寄託相続人は、**認定保存活用計画に関する手続として、重要文化財については計画の変更の認定申請を、登録有形文化財については新たな計画の認定申請を、文化庁長官に行うことが必要となります。**

また、**特定美術品の価格評価の申請を文化庁長官に行うことが必要です。**

※ 価格評価の申請は相続開始後**8か月以内**に行う必要があります。

なお、文化庁長官から通知された上記の申請に係る特定美術品の価格の評価に関する「**評価価格通知書**」の写しを相続税の**申告書に添付**する必要があります。

相続税の申告期限までの間 申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署に提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ 主な要件

1 寄託相続人による寄託の継続

寄託相続人は、その特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続することが必要です。

※ 相続税の申告期限までに遺産分割されていない特定美術品については、この制度の適用を受けることができません。

2 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税額に見合う担保*を税務署に提供する必要があります。

※ この制度の適用を受けようとする特定美術品を担保として提供することもできます。この場合には、その特定美術品に保険を付すと同時に質権設定のための手続が必要となります。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署*に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

相続税の申告期限

納税猶予期間中

- ・寄託の継続等
- ・「継続届出書」の提出

申告後も引き続き特定美術品の寄託を継続すること等により、納税の猶予が継続されます。

なお、引き続きこの特例を受けるためには、その旨及び特定美術品に関する事項を記載した「**継続届出書**」に、寄託先美術館の設置者が発行する一定の書類を添付して、相続税の申告書の提出期限の翌日から**3年を経過するごとの日までに所轄の税務署に提出**する必要があります。

この継続届出書の**提出がない場合**には、原則として、この特例の適用が打ち切れ、猶予されている**相続税と利子税を納付**しなければなりません。

猶予期限の到来

相続税の申告後に、特定美術品を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている**相続税の全部と利子税を納付**する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- 1 寄託相続人が特定美術品を譲渡した場合（特定美術品をその寄託先美術館の設置者に贈与した場合を除きます。）
- 2 特定美術品が滅失（一定の災害による滅失を除きます。）をし、又は寄託先美術館において亡失し、若しくは盗み取られた場合
- 3 特定美術品に係る寄託契約の契約期間が終了した場合
- 4 特定美術品に係る認定保存活用計画の認定が取り消された場合※
※ 登録有形文化財の登録が抹消されたことに伴い認定登録有形文化財保存活用計画の認定が取り消される前に重要文化財保存活用計画の認定を受けている場合を除きます。
- 5 特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から4か月を経過する日において認定保存活用計画に記載された特定美術品について新たな認定を受けていない場合
- 6 特定美術品について、重要文化財の指定が解除された場合又は登録有形文化財の登録が抹消された場合（一定の災害による滅失に基因する場合を除きます。）
- 7 寄託先美術館について、登録の取消し等がされた場合

- 納税が猶予されている相続税と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から**2か月を経過する日までに納付**する必要があります。

（参考）利子税の計算方法

猶予の期限が確定した相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、**年3.6%の割合**で計算します。

なお、**各年の利子税特例基準割合が7.3%に満たない場合**には、その年における利子税の割合は、**次の計算式のとおり軽減**されます（0.1%未満の端数は切り捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%）。

$$\text{（算式）} \quad \text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}}{7.3\%}$$

（注）「利子税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に0.5%の割合を加算した割合をいいます。

※ 各年の利子税特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています。

寄託相続人の死亡等

寄託相続人の死亡等があった場合には、**免除届出書及び一定の書類**を提出することにより、納税が猶予されている相続税の納付が**免除**されます。

◆ 納税が猶予されている相続税が免除される場合

- 1 寄託相続人が死亡した場合
- 2 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合
- 3 特定美術品が一定の災害により滅失した場合

(参考) 納税が猶予される相続税の計算方法

Step 1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、寄託相続人の課税価格に対応する相続税を計算します。

Step 2

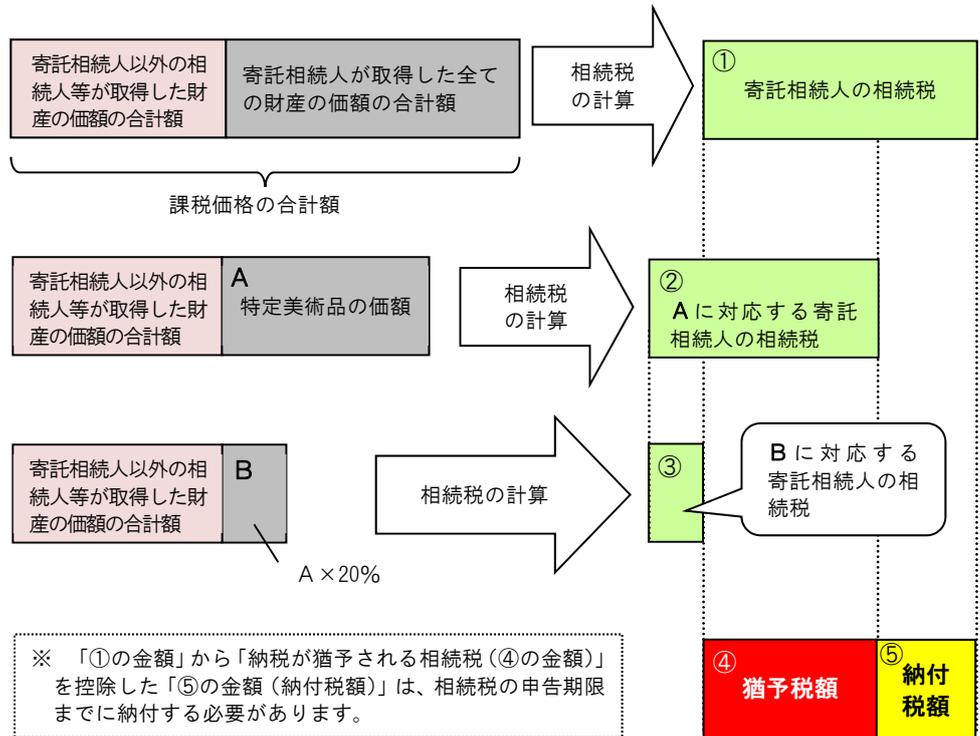
寄託相続人が取得した財産が特定美術品のみであると仮定して寄託相続人の相続税を計算します。

Step 3

寄託相続人が取得した財産が、特定美術品の20%のみであると仮定して、寄託相続人の相続税を計算します。

Step 4

「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「納税が猶予される相続税(④の金額)」となります。



寄託相続人の相続税の計算方法

① 課税価格の合計額から「基礎控除額」を差し引き、「課税遺産総額」を算出します。

② 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します(図は子2人が法定相続人の場合です。)

③ ②であん分した額と「相続税の速算表」を基に、各法定相続人別に相続税を計算します。

④ ③の相続税を合計し「相続税の総額」を算出します。

⑤ 「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税となります。

